最終更新日：2016年6月30日
芝浦メカトロニクス株式会社
代表取締役社長 藤田 茂樹
問合せ先：専務取締役 経営管理本部長 道嶋 仁 （045-897-2425）
証券コード：6590
http://www.shibaura.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、「株主、お客様、従業員、社会に対する中長期的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置付けております。この企業価値増大の実現の担い手かつ実践者である全役員ならびに全従業員が「何をすべきか」また「何をしてはいけないのか」を明確に記載し、法律、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネージメントの根幹をなす「芝浦グループ行動基準」を作成し、実践しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

==========

<2015年12月17日の開示からの更新箇所>
2015年12月17日の開示において未実施として開示していた以下の5項目について、取締役会等において議論を重ね、対応を進めましたので、2016年6月30日の開示の本報告書において、本項から削除致しました。

・【補充原則1-2-2】（招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載）については、従来、招集通知発送当日に行っておりました招集通知に記載する情報の電子的な公表を、2016年6月23日開催の第107期定時株主総会より、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に行っております（第107期定時株主総会の招集通知は、6月3日の発送日から6日前の5月27日にTDnetおよび当社ホームページにて開示致しました）。
・【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）については、2016年6月開催の取締役会において、主要なものについて中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を行いました。
・【原則3-1】（情報開示の充実）（5）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明に関しては、2016年6月23日開催の第107期定時株主総会より、取締役・監査役候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類にて当該候補者を候補者とする理由を記載しております。
・【補充原則4-10-1】（指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言）については、2016年度の取締役の指名・報酬の検討より、取締役会に付議する原案の作成を代表取締役社長が行った後、独立社外取締役へ趣旨等の十分な説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付すこととし、決定の客観性・透明性を高めております。
・【補充原則4-11-3】（取締役会全体の実効性の分析・評価）については、2016年6月までの取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】欄にて開示しております。

==========

【補充原則1-2-4】（議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）
現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は比較的低いことから、コスト等を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を実施しておりません。
今後、機関投資家や海外投資家比率が一定以上となった時点で、実施を検討致します。

【補充原則4-1-3】（最高経営責任者等の後継者の計画）
今後、最高経営責任者を含む将来の役員候補者の計画を策定し、その計画について取締役会にて監督を行うよう、実施に向けた検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）
（1）当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の円滑化および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得・保有致します。
（2）政策保有株式の議決権については、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断致します。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会規則に基づき取締役会で審議を行い、その後も重要な事実を報告することとしております。また、主要株主や関係会社等関連当事者との取引については、第三者との取引と同様、価格等の取引条件の合理性等を審査したうえで、決裁権限規程に基づいた承認手続きを実施しております。

【原則3-1】（情報開示の充実）
（1）当社は経営理念・企業行動理念を制定し、当社ホームページに掲載しております。
（経営理念・企業行動理念）http://www.shibaura.co.jp/company/idea.html
また、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しております。
（決算説明会資料）http://www.shibaura.co.jp/ir/data/material.html
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1．1．基本的考え方」に記載しております。
（3）取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書「2．1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
（4）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、次のとおりです。

（取締役候補者の指名の方針と手続）
当社取締役の任期は1年としており、毎年の定時株主総会にて改選となります。
取締役候補者の指名に当たっては、専門性・経験等の観点から、取締役会が多様性を踏まえ、バランスの取れた構成となるよう配慮したうえで代表取締役社長が候補者案を作成し、独立社外取締役へ趣旨等の十分な説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付し、その決議により決定致します。
（監査役候補者の指名の方針と手続）
監査役候補者の指名に当たっては、財務・会計に関する適切な知見を有している者を含めて、専門性・経験等の観点から、監査役会が多様性を踏まえ、バランスの取れた構成となるよう配慮したうえで代表取締役社長が候補者案を作成し、独立社外取締役へ趣旨等の十分な説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付し、その決議により決定致します。なお、監査役の選任に関する議案は監査役会の同意を得て、株主総会に提出致します。
（5）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明に関しては、株主総会にて取締役・監査役候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類にて当該候補者を候補者とする理由を記載しております。
（株主総会招集ご通知）http://www.shibaura.co.jp/ir/general.html

【補充原則4-1-1】（経営陣に対する委任の範囲）
当社の取締役会は、法令や定款に定められた事項および会社経営に関する重要な事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。
これ以外の事項については、取締役会規則、決裁権限規程等で、金額等具体的基準を設けて決裁権限を委譲しており、迅速な意思決定を行うことのできる体制としております。

【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
社外取締役の独立性については、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を考慮して判断しております。
また、社外取締役の選任に当たっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。社外取締役を再任する場合はさらに、当社社外取締役としての実績についても評価致します。

【補充原則4-11-1】（取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方）
当社は、長年培ってきたコア技術を結集して、フラットパネルディスプレイ、半導体、電子部品、光学薄膜等の用途向けに製造装置の開発からサービスまでトータルソリューションを提供する事業を展開しております。
取締役会は、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究、開発、生産等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる複数の社外取締役により構成することを基本方針としております。なお、定款により16名以内と定めております。
現在、取締役会は、独立役員である社外取締役2名（うち、女性1名）を含む10名で構成されております。

【補充原則4-11-2】（役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況）
現在、当社取締役・監査役に他の上場会社の役員を兼任している者はおりません。
取締役および監査役（候補者を含む）の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告や株主総会参考書類等の開示書類に毎年記載しております。
（株主総会招集ご通知）http://www.shibaura.co.jp/ir/general.html

【補充原則4-11-3】（取締役会全体の実効性の分析・評価）
当社は、2015年度より毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善に活かしております。
2015年度の評価においては、2016年5月に全取締役、監査役に対して取締役会の構成、運営、ガバナンスとの関係等に関するアンケート調査（記名方式）を実施致しました。また、その回答結果について独立社外取締役との意見交換を行ったうえで、2016年6月の取締役会にて分析・評価を行いました。その結果の概要は次のとおりです。
2015年度中、取締役会は14回開催され、審議に必要な情報が適切に提供されたうえで、各事業分野等に精通した社内取締役と多様な視点から積極的な意見を述べることのできる複数の社外役員により、活発な議論が行われていることを確認致しました。特に、2015年度より独立社外取締役2名を迎え、取締役会の多様性の確保と経営監督機能の強化が推進されていることを確認致しました。以上から、取締役会において、経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていると取締役会は評価致しました。
一方で、今後の改善項目として、取締役会における長期的な経営課題・成長戦略に関する議論の充実や投資家や株主からの当社に対する評価に関する取締役会へのフィードバックの充実等については、更なる工夫の余地があることも確認致しました。
以上の評価結果を踏まえ、今後、取締役会での十分な議論を行い、実効性向上のための検討を進めてまいります。

【補充原則4-14-2】（取締役・監査役のトレーニングの方針）
当社は、新任社外役員に対し、当社の会社概要説明や事業所見学会等を実施し、当社経営理念、企業経営、事業活動および組織等への理解を深める機会を提供しております。在任中も、取締役会資料の事前説明や会議への出席等を通じて、継続的にその機会を提供しております。
新任社内役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解するための研修の機会を提供し、在任中にこれらの継続的な更新を目的に、定期的な研修を実施しております。
また、経営陣幹部が中長期的な経営課題等について討議を行うトップ研修会を定期的に実施しております。
さらに、個々の役員に応じたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うこととしております。

【原則5-1】（株主との建設的な対話に関する方針）
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、次のとおりです。
（1）株主との対話全般についての統括責任者をIR担当取締役と定め、建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行います。
（2）IR担当部署として設置している経営管理本部企画・広報グループを中心に、法務、財務、経理部門等の関連部門と随時情報共有を行い、有機的な連携の確保に努めます。
（3）対話の手段の充実のため、次の取組みを行っております。
・株主総会は株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、「株主総会招集ご通知」等での積極的な情報開示とともに、当日の株主総会の場では事業方針説明を行い、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めております。
・アナリスト・機関投資家向けに、決算説明会を年2回開催しております。
・当社ホームページにて決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主通信等の投資家向け資料を掲載し、情報の充実に努めております。
（投資家情報）http://www.shibaura.co.jp/ir/index.html
（4）対話において把握された株主や機関投資家の意見・懸念は、取締役会や関連部門との共有を行い、企業活動に適切に反映するよう努めます。
（5）インサイダー情報の管理は、芝浦グループ行動基準に則りインサイダー取引防止規程を定め、その遵守により、適切に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東芝	18,977,463	36.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,823,000	3.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,213,000	2.34
芝浦メカトロニクス従業員持株会	514,929	0.99
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	392,000	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	383,000	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	363,000	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	355,000	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	334,000	0.64
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	334,000	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社東芝
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主には半導体製造装置等の販売および建物等の賃貸を行っておりますが、支配株主との取引等を行う際の取引条件の決定方針を次のとおり定め、少数株主の保護の方策としております。
(1)半導体製造装置等の販売については、注文生産のため仕様によりその都度見積額を勘案して当社希望価格を提示し、一般的取引条件と同等に決定しております。
(2)建物等の賃貸については、近隣の取引実勢及び賃貸原価を勘案のうえ、両社の協議に基づいて決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 千之輔	他の会社の出身者					△						
井奈波 朋子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 千之輔	○	現在の株式会社三井住友銀行において30年以上、専務取締役まで務めた後、現在のSMBCフレンド証券株式会社取締役社長を務めました。現在は公益財団法人日本タイ協会理事長を務めております。	当社の社外監査役としての経験もあり、当社の経営や事業を熟知していることに加え、他社での社長、社外役員の経験、知識等を活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 なお、株式会社三井住友銀行は当社の特定関係事業者でありますが、吉田氏は当社社外監査役に就任中、客観的な立場で職務を遂行しており、独立性については特に問題ないと考えております。同行からの当社の借入割合は全体の34%を占めておりますが、吉田氏は1998年3月に同行を退行し、9年を経た2007年6月に当社の社外監査役に就任しており、当社社外監査役就任に際し同行その他グループ会社からメインバンクとしてあっせんはありません。さらに、当社に同行のポストも特に用意しておりません。従いまして、吉田氏には他の社外役員に比してより高い客観性が期待でき、一般株主との利益相反のない独立性が備わっているも

			のと考え、当社の独立役員として指定しております。
井奈波 朋子	○	―――	弁護士としての経験、知識等を活かし、客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。なお、井奈波氏と当社との間に取引関係はなく、多額の金銭その他財産の授受もありません。従いまして、井奈波氏には他の社外役員に比してより高い客観性が期待でき、一般株主との利益相反のない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の方針、計画等に関し緊密に連携し、情報交換や事前協議を行っております。
内部監査部門として社長直属の「経営監査部」を設置しております。そのミッションは、業績を中心とした経営上の妥当性の監査です。それに対し、遵法を中心とした法令上の監査役による監査及び会計監査人による会計監査が両輪となって監査機能を担っております。また、経営監査部の管理のもとに各部門において自主監査を行う体制も構築しております。
監査役と内部監査部門である経営監査部は、監査の方針、計画等に関し緊密に連携し、経営監査部長は内部監査の実施状況や監査結果を監査役に報告しております。また経営監査部長の人事については、監査役との事前協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田 和政	他の会社の出身者							△		△				
井頭　弘	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 和政		株式会社東芝ならびにその関係会社において30年以上勤めた中で、特に経理・財務部門にて重職を歴任し、ウェスチングハウス・エレクトリック社では最高財務責任者を務めました。	当社の社外監査役としての十分な活動実績があることに加え、経理・財務部門での長年の経歴から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであること等を勘案し、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 なお、株式会社東芝は当社の特定関係事業者でありますが、内田氏は、過去の当社社外監査役就任期間において、客観的な立場で職務を遂行しており、独立性については特に問題ないと考えております。
井頭　弘		株式会社東芝において約40年、執行役常務まで務めた後、2016年6月まで同社の顧問に就任しておりました。	経理・財務部門での長年の経歴から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであること等を勘案し、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 なお、株式会社東芝は当社の特定関係事業者でありますが、井頭氏には、その知識と豊富な経験を存分に活かしていただき、他の社外役員に倣い客観的な立場で職務を遂行されることを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定枠（月額報酬）に加え、業績連動を勘案して決定する変動枠（賞与）および中期の業績向上を目的とした役員持株会を活用した自社株取得にて構成されております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、事業報告、有価証券報告書において、総額の開示を行っております。
2015年度に係る取締役に対する報酬の額は次のとおりです。
取締役11名 144百万円（うち社外取締役2名　5百万円）
（注）上記報酬の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（2015年度中に支給した賞与を含む。）64百万円を5名に支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算のうえ、取締役については取締役会の決議に基づき、また監査役については監査役の協議に基づき、決定しております。
なお、取締役の報酬については、取締役会での審議に先立ち独立社外取締役への事前説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付すこととしており、決定の客観性・透明性を高めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営管理本部が取締役会の事務局として、議案の事前配布や説明を行うともに、他の取締役との連絡・調整や監査役または監査役会との連携窓口を担当し、職務執行の全般をサポートしております。
社外監査役に対しては、監査役会において取締役会議案の事前協議を行い、重要案件については担当する取締役および経営戦略会議に出席した監査役から説明を受けております。
また、経営監査部および経営管理本部がその職務執行をサポートしており、監査役の職務を補助するスタッフとして監査役附（人員3名）を配置し、他の監査役および取締役等との連絡・調整にあたっております。監査役附の処遇、評価に関しては監査役と事前協議するものとし、その独立性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は10名体制で、その内2名を社外取締役とし、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。月例取締役会を毎月１回開催しており、経営に関する重要事項の決裁に限らず、各取締役から業務執行状況について具体的な報告を求め、業務執行を他の取締役及び監査役が監督するとともに、経営方針等についての活発な意見交換、議論を促進しております。
監査役会は3名体制で、その内2名を社外監査役とし、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。監査役は緊密に連携し、毎月１回取締役会前に開催している監査役会等で取締役会議案に関する事前協議を行い、取締役会に積極的に出席して適時適切な発言を行っております。
監査役監査は、内部監査部門である経営監査部と協議のうえ監査役会が定めた監査の方針、計画に従い、監査役監査基準に基づいて実施しております。
内部監査部門である経営監査部は、当社におけるコーポレート・ガバナンス強化及びコンプライアンス・企業倫理遵守・浸透のチェック機能を有し、経営上の妥当性の監査を中心に、監査役と協議のうえ経営監査部長が定めた監査の方針、計画に従い、各部門の自主監査結果を参考として内部監査実施規程に基づいて実施しており、監査結果は社長のみならず、監査役にも報告しております。改善すべき事項については、改善計画を求め、進捗状況をフォローして各部門における自主改善を促しております。
会計監査人は、監査役と連携して会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としては、現状の体制にてコーポレート・ガバナンスが十分図れているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法定期日前に招集通知を発送しております。 また、招集通知の発送日前に当社ホームページにおいて招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の利便性を考慮し、毎年6月20日前後に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主通信等の開示情報をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部 企画・広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	芝浦グループ行動基準に基づき、関係会社を含む全従業員への教育ならびに同基準の周知徹底をはかっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、その下部組織に地球環境会議、リスク・コンプライアンス委員会、社会・ES活動委員会を配置し、CSRという概念のもと総合的、包括的に取り組んでおります。また年1回CSR報告書を作成し、年間活動内容等を、紙面やホームページを利用して配布、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを利用し情報の公開を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「優れた技術・サービスを提供することで、人々の豊かな暮らしの実現に貢献します」との経営理念の下、当社グループにおける会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備、運用するとともに、適宜評価し改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)社会規範に沿った業務運営、企業倫理遵守を徹底するために「芝浦グループ行動基準」を定め、当社の取締役はこれを率先して実践するとともに、関係会社の取締役及び当社グループの従業員がこれを遵守するよう監督する。
(2)取締役会は、取締役会規則に従い運営され、原則として毎月開催し、当社グループにおける経営上の重要な事項を審議、決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることで、取締役の職務執行を監督する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な書類(主要会議議事録、決裁書類、契約書、秘密文書及び当該電子記録媒体等)については、社内規程(文書保存規程、秘密情報管理基本規程等)により、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの平常時管理を行うとともに、緊急時の管理体制をあらかじめ定め、損害発生の未然防止ならびに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。
(2)経営監査部長は、監査の方針、計画等に関し監査役と連携し、当社グループの内部監査の実施、各部門及び各関係会社の自主監査を統括することにより、損害発生の未然防止を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループにおける経営上の重要な事項については、取締役会のほか、社長を含む役付取締役、及び経営企画、営業、技術、生産、経理、総務担当取締役をメンバーとする経営戦略会議を開催し、経営判断の迅速化と事業運営の効率化を図る。
(2)業務執行の審議、報告機関として予算、営業、生産、開発設計等に係る各種会議を原則として毎月開催する。
(3)取締役会を含め決裁権限規程に定める決裁機関にて決定された事項に関しては、組織規程、業務分掌規程、役職者責任権限規程等の定めに従い、各職務、職制において適切に業務執行を行う。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループの全ての従業員が「芝浦グループ行動基準」を遵守するようCSR(Corporate Social Responsibility)委員会を設け、企業倫理及び法令遵守の浸透、徹底を組織的、体系的に推進する。
(2)法令違反等に関する情報を当社グループの従業員が匿名で相談、通報できる「リスク相談ホットライン」を設置し、問題の早期発見、解決を図る。また、必要により顧問弁護士への相談も活用する。

6. 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)「芝浦グループ行動基準」の下、当社グループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、これを達成できるよう、当社グループ全体で取り組む。
(2)当社の経営監査部は、関係会社の経営監査を統括する。
(3)関係会社の経営執行を監督するため、当社経営幹部の中から関係会社に非常勤取締役を派遣する。
(4)経営管理(関係会社から当社への事前承認事項、報告事項)に関しては、国内関係会社運営規程及び海外関係会社運営規程の定めに従い、適切に運用する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役の職務を補助するため、経営監査部及び経営管理本部が支援する。
(2)監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ適切な部門から人選し、監査役附を置く。監査役附の処遇、評価に関する事項に関しては監査役と事前協議を行う。
(3)当社グループの取締役及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項及び重大な法令等に反する行為等に関し、遅滞なく監査役への報告を行う。
(4)監査役は、経営戦略会議等の重要な会議及び委員会に出席することができる。
(5)誠実且つ正当な目的で監査役への報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを受けない。
(6)監査役の職務の執行について生じる費用の処理等は、毎年予算を設けるとともに、取締役及び従業員の職務の執行について生じる費用の処理等の方法に準じて行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役社長は、定期的に監査役との情報交換を行う。
(2)監査役は、定期的に会計監査人との情報交換を行う。
(3)経理担当部長は、定期的に監査役との情報交換を行う。
(4)経営監査部長は、監査役に対し内部監査の結果を報告する。
(5)経営監査部長の人事に関しては、監査役との事前協議を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、2007年4月1日付にて「芝浦グループ行動基準」を改訂し、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づく体制を次のとおり定めております。

1. 統制環境の整備
当社は前述のとおり、全役員ならびに全従業員が「何をすべきか」また「何をしてはいけないのか」を明確に記載し、法律、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネージメントの根幹をなす「芝浦グループ行動基準」を作成し、実践しておりますが、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶について全役員ならびに関係会社を含む全従業員に徹底すべく、2007年4月1日付にて芝浦グループ行動基準の改訂を行いました。
また、当社グループの資材取引基本契約書においても、反社会的勢力との取引を行わない旨の条項を追加することにより、日常の事業活動における、反社会的勢力との関わりを未然に防いでおります。
なお、反社会的勢力対応の専門部署は、当社リスク管理体制の統括部門である法務部門と定めております。

2. リスク認識の徹底及び統制活動の推進

当社は、「芝浦グループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。また、「芝浦グループ行動基準」ならびに反社会的勢力への対応要領等をグループ内ホームページに掲載し、関係会社を含む全役員、全従業員が常に閲覧可能な環境を整え、かつ法務部門による定期的な教育を継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶徹底をはかっております。さらに、「芝浦グループ行動基準」を含む規程が遵守されるべく、入社時には誓約書を取得し、違反者に対しては懲戒処分が行える旨の規定を定めております。

3. 外部との関係構築及び内部への情報伝達体制
当社は、地域警察、顧問弁護士、神奈川県企業防衛対策協議会等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努める等日々関係の緊密化をはかっております。また、これらの外部機関から得られた情報、ならびに当社または関係会社に対する反社会的勢力の接触があった場合にはその内容及び対応状況等の情報を、担当部門である法務部門から通知、グループ内ホームページへの掲載等を行うことで、内部への周知徹底をはかっております。このように社内外双方の情報交換を充実させることにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

4. モニタリング活動
当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を監理する責任者としてCRO（Chief Risk-Compliance Management Officer）を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、経営監査部を設けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

敵対的買収者への対応につきましては、その買収がステークホルダーの利益になるのか、経営者に敵対的なのか、株主利益を追求しているのかを主に企業価値増大の観点から多角的に検討し、対応に当たっての具体的な方針を、適時適切に株主の皆様に開示致します。
なお、持株比率約40%に当たる安定株主の存在により、敵対的買収者が単独で特別決議を可決させることはできないため、現時点で具体的な防衛策を事前に整えることは考えておりませんが、平時での対応と致しましては、株価向上に向けた取り組み、株主への適切な利益還元、株主の安定化に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

＜添付資料＞

